

(設置)

第1条 和歌山大学観光学部・大学院観光学研究科に、観光教育研究アドバイザーボードを設置する。

(構成)

第2条 観光教育研究アドバイザーボードの構成員（以下「観光教育研究アドバイザー」という。）は、国立大学法人和歌山大学の役員または教職員以外の者で、観光教育研究に関して高い見識を有するもののうちから、教授会の議を経て学部長が委嘱する。

2 観光教育研究アドバイザーは、15～20名程度とする。

(職務)

第3条 観光教育研究アドバイザーは、和歌山大学観光学部及び大学院観光学研究科の求めに応じて、その見識を活かしたアドバイスを行う。

(任期)

第4条 観光教育研究アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、追加的な委嘱を行う場合の委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。